

## 発注工事に係る前払金の使途拡大措置の恒久化について

平成 28 年度から、下記のとおり公共工事の前払金の使途を拡大する特例を措置したところですが、令和 7 年度から、岐阜市が発注する工事において、**使途拡大措置を恒久化**します。

### 1 使途拡大措置の内容

平成 28 年 4 月 1 日以降、新たに契約を締結した工事の前払金<sup>※</sup>の使途について、「当該工事の現場管理費及び一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用」を追加します。

なお、追加されたこれらの費用に充てられるのは、前払金額全体の 100 分の 25 までとします。

※ 前払金の上限は、これまでどおり請負代金の 10 分の 4 です。また、中間前払金は上記の使途拡大措置の対象外です。

### 2 関係要綱等

- ・ 岐阜市前金払取扱要綱
- ・ 建設工事請負契約約款 A